

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局住宅部管理課 （ 06-6208-9272）
処分課（担当）名	都市整備局住宅部管理課
処分の名称	社会福祉法人等への公営住宅使用許可の取消し
概要	公営住宅法第45条第1項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けた者が、使用許可の条件に違反した場合等には使用許可を取り消すことがあります。なお、使用許可の取り消しを行うときは、使用許可取消書により許可者に通知します。
根拠法令等 及び条項	公営住宅法第45条第1項 大阪市営住宅条例第53条 https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html 市営住宅のうち公営住宅の社会福祉事業への活用実施要綱 https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000203813.html
処分基準	使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、大阪市営住宅条例第53条に基づき、使用の許可を取り消すことがあります。 ① 社会福祉法人等が、使用許可の条件に違反したとき。 ② 公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。
ホームページ	
備考	